

2024年7月

給付型奨学生採用候補者等 各位

東京電機大学
入試センター

「高等教育の修学支援新制度」における給付型奨学生採用候補者等への
入学手続きの納入に関する対応について

本学は、文部科学省「高等教育の修学支援新制度」の対象校として認定されています（併せて、全学部が本制度第IV区分（私立理工農系）の対象機関です）。

入学前に本制度における給付型奨学生採用候補者として予約採用された場合、必要な給付手続きは入学後に引き続き行っていただきますが、入学者選抜要項でもご案内のとおり、本学では入学前の入学手続段階におきまして、下記のとおり、給付型奨学生採用候補者（申込み手続き中の者も含む）を対象に、入学金を除いた入学手続き金（授業料等）の納入期限の猶予措置を行います。

1. 入学手続き金（入学金、授業料等）の納入について

東京電機大学の各入学者選抜に合格された方には、本学が指定した「第1回入学手続期間」にて入学金を納入いただき、引き続き「第2回入学手続期間」において前期分の授業料等を納入いただいております。

入学金については、第1回入学手続期間内に必ず納入が必要ですが、「第2回入学手続期間」内に前期分の授業料等納入が困難な場合には、第2回入学手続期間の最終日2日前まで（※土日・祝日除く）に、東京電機大学 入試センターへお電話にてご相談ください。

ご相談内容に応じて、最大で2025年3月25日（火）まで納入期限を猶予いたします。

なお、本学が指定した入学手続期間内に入学金および授業料等の納入が無く、納入期限までに電話での事前のご相談も無い場合には、入学辞退されたものとして取り扱わせていただきますので、ご了承ください。

（入学手続期間等については、対象となる選抜の「入学者選抜要項」をご確認ください。）

東京電機大学 入試センター

TEL：03-5284-5151 担当：関根

受付：月曜日～金曜日（※祝日除く） 9時30分～17時00分

2. 納入期限を猶予する場合のお手続き方法について

お電話によるご相談を経て、納入期限を猶予することとなった場合は、第2回入学手続期間最終日迄に東京電機大学入試センター担当宛に下表記載の書類を速達の簡易書留にて郵送してください。

①「採用候補者決定通知書」を入手している場合（採用候補者）

提出書類	送付先	備考
給付型奨学生採用候補者であることを証する「採用候補者決定通知書」の写し	〒120-8551 東京都足立区千住旭町5番 東京電機大学 入試センター 関根 宛	・速達の簡易書留で郵送してください。

②「採用候補者決定通知書」を未入手の場合（採用候補の予定者）

提出書類	送付先	備考
給付型奨学生採用（予約採用）に申込み中である旨を記載した文書	〒120-8551 東京都足立区千住旭町5番 東京電機大学 入試センター 関根 宛	・速達の簡易書留で郵送してください。 ・文書作成上の注意点 ①書式は任意（「採用候補者決定通知書」がいつ頃入手できるかも記載する） ②学校長名（または保護者名）で作成 ③文書上の宛名は、「東京電機大学 入試センター長」で作成

※「採用候補者決定通知書」入手後は、2.①に従い、速やかに東京電機大学入試センター宛に送付してください。

3. 入学後における手続き方法について

本学入学後における給付型奨学金の申込等に関する必要な手続については、合格者あてにお知らせする案内等をご確認ください。なお、給付型奨学生採用候補者（予約採用）以外でも、本奨学金の対象となる方であれば入学後の申込みも可能です。

以上